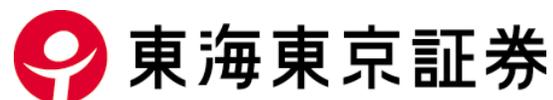


相続の基礎

～ 「相続」を学ぼう!! ～

贈与したつもりの名義預金



資料作成：東海東京ウェルス・コンサルティング(株)

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は平成29年3月時点の制度をもとに作成しており内容は将来変更となる可能性があります。具体的なお相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

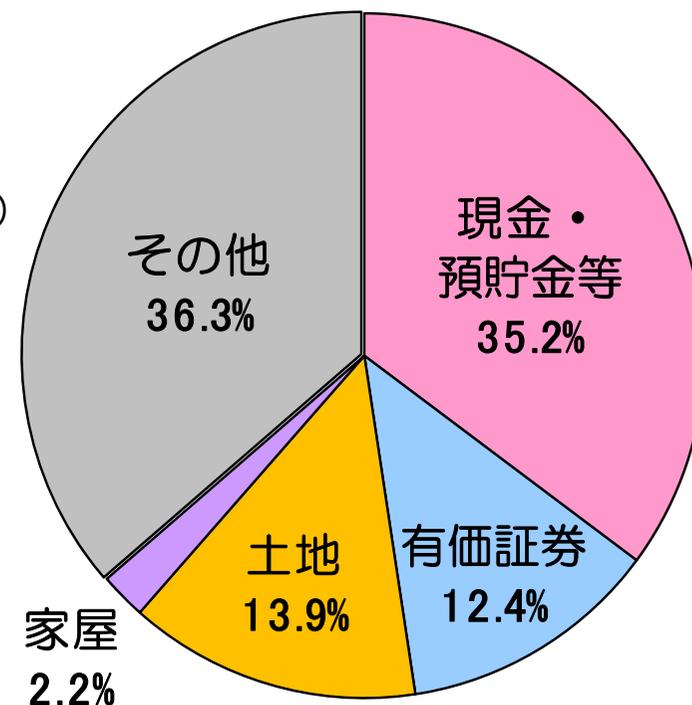
相続税の税務調査状況

相続税の税務調査状況：
平成27事務年度（平成27年7月～平成28年6月）

- ◆ 実地調査件数 11,935件
- ◆ 申告漏れ等の件数 9,761件（調査件数比 81.8%）
- ◆ 実地調査1件当たり
 - 申告漏れ課税価格 2,517万円
 - 追徴税額 489万円



【申告漏れ相続財産の金額構成比】

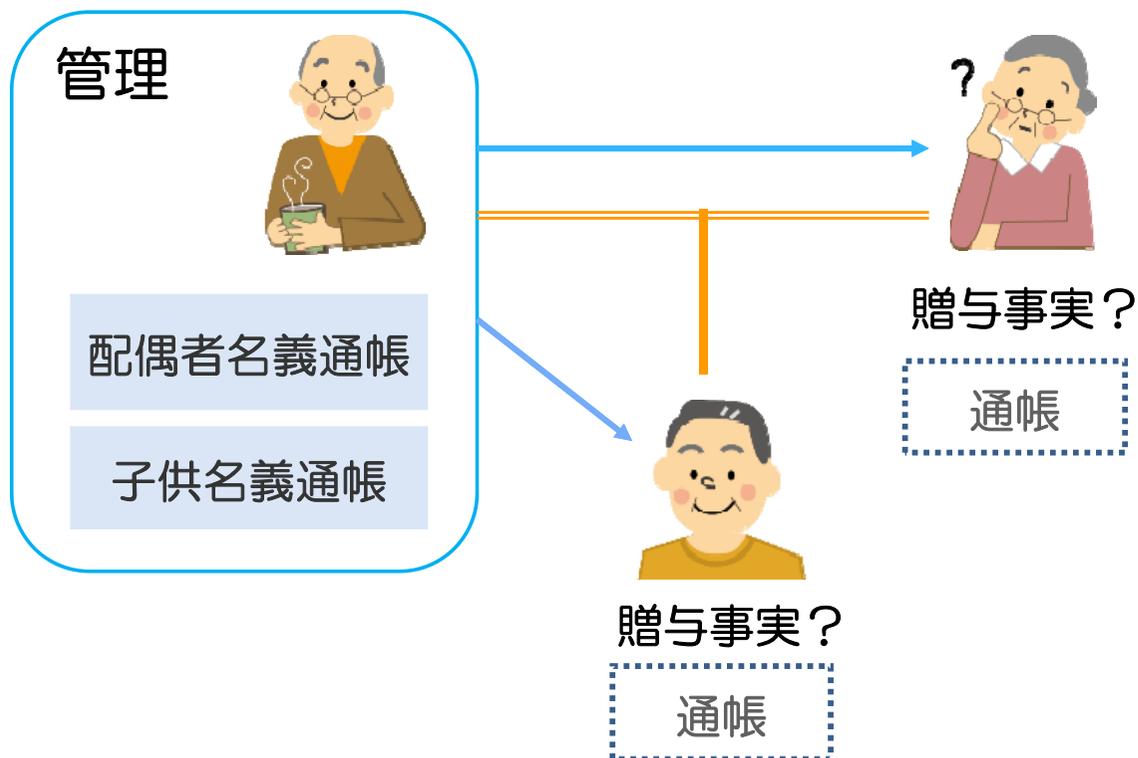


（国税庁資料をもとに東海東京ウェルス・コンサルティングが作成）

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は平成29年3月時点の制度をもとに作成しており内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

贈与財産に相続税が課税される場合：名義預金

配偶者や子・孫へ預金を贈与したつもりが、
税務調査時に税務署に否認され『被相続人の財産』と指摘される場合があります



【例】

- ① 毎年配偶者と子へ100万円ずつ贈与
- ② 銀行の通帳はご主人が保管
- ③ 贈与税の基礎控除内のため、贈与税の申告はしていない。

ご主人：相続発生

- ④ 税務調査の際に名義預金と指摘されて、ご主人の財産として相続税が課税された・・・

「生前贈与」チェックポイント

名義預金と指摘されないためには・・・

【チェックポイント】



① 贈与の証拠を残す

- 贈与契約書
- 贈与税の申告

② 贈与後の財産管理は受贈者で

- 通帳等の財産管理
- 処分（解約・売却等）
- 利子、配当等収益の受領

※未成年者が贈与を受ける際、基本的には贈与契約書等、親権者の同意が必要となります。



当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は平成29年3月時点の制度をもとに作成しており内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

【 金融商品取引法に基づく留意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。

金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会